

6. 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	平成17年度 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)		平成18年度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	
	金 額	百分比	金 額	百分比
	<b>経常収益</b>	<b>3,766,051</b>	<b>100.0</b>	<b>3,458,848</b>
保険料等収入	2,673,245		2,570,276	
再保険収入	2,671,047		2,568,551	
資産運用収益	2,198		1,724	
利息及び配当金等収入	704,964		632,737	
預貯金利息	496,986		506,283	
有価証券利息・配当	1		166	
貸付金利息	303,262		323,404	
不動産賃貸料	142,593		133,478	
その他利益配当	44,100		42,393	
金銭の信託運用益	7,028		6,840	
売買目的有価証券運用益	3,539		24	
有価証券売却益	17,646		1,637	
有価証券償還益	16,757		61,091	
金融派生商品収益	18,600		16,690	
為替差益			376	
その他運用収益	487		421	
特別勘定資産運用益	487		1,976	
その他経常収益	150,945		44,234	
年金特約取扱い受入金	387,841		255,834	
保険金据置受入金	21,679		20,867	
支払準備金戻入額	161,112		189,314	
責任準備金戻入額	20,706		8,572	
退職給付引当金戻入額	128,002			
その他経常収益	49,768		31,351	
	6,572		5,729	
<b>経常費用</b>	<b>3,476,137</b>	<b>92.3</b>	<b>3,150,979</b>	<b>91.1</b>
保険金等支払	2,780,229		2,402,152	
保年給	911,028		810,209	
解約返戻金	309,787		334,891	
その他返戻金	559,676		539,857	
再任準備金等繰入額	676,142		546,687	
責任準備金繰入額	321,434		168,485	
社員配当金積立利息繰入額	2,160		2,020	
資産運用費用	350		3,305	
支払利息	75,935		2,972	
金銭の信託運用損	5,442		332	
有価証券売却損	118		69,067	
有価証券評価損	37,952		5,111	
有価証券償還損	6,478			
為替差損	483		30,317	
貸倒引当金繰入額	24		88	
貸用不動産等減価却費用			4,031	
その他運用費用	11,958		10,712	
事業経常費用	13,478		12,051	
その他経常費用	342,393		329,959	
保険金据置支払	277,227		346,494	
税減価却費用	222,691		295,103	
その他経常費用	22,096		21,284	
	26,044		23,758	
	6,395		6,348	
<b>特別利益</b>	<b>289,913</b>	<b>7.7</b>	<b>307,869</b>	<b>8.9</b>
固定資産等処分益	18,799		18,795	
偶発損失引当金戻入額	11,519		18,788	
貸倒引当金戻入額	2,910			
その他特別利益	4,369		6	
<b>特別損失</b>	<b>41,277</b>	<b>1.1</b>	<b>52,459</b>	<b>1.5</b>
固定資産等処分損失	26,127		29,676	
偶発損失引当金繰入額	11,096		15,248	
価格変動準備金繰入額	1,083		292	
不動産圧縮損	73		6,647	
社会厚生事業増助成金	594		24	
その他特別損失	2,301		570	
<b>税法引当</b>	<b>267,436</b>	<b>7.1</b>	<b>274,205</b>	<b>7.9</b>
法人税等	43,993		72,751	
前払税金	△2,632		△39,964	
当期純税引	226,074		241,417	
<b>剰余金</b>	<b>267,436</b>	<b>7.1</b>	<b>274,205</b>	<b>7.9</b>
法人税等	43,993		72,751	
前払税金	△2,632		△39,964	
当期純剰余金	226,074		241,417	

注記事項  
(貸借対照表関係)

平成 18 年度 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については 3 月中の市場価格等の平均、それ以外については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、その他の有形固定資産については定率法によっております。

(4) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(6) 引当金等の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 209 百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

③ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

④ 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

平成 18 年度（平成 19 年 3 月 31 日現在）

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(10) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2. 会計方針の変更

- (1) 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、2,916,779 百万円であります。

- (2) 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。

- ① 前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。
- ② 前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。

なお、前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は 66,008 百万円であります。

- ③ 前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は、431,057 百万円であります。

4. 保険業法第 118 条の規定による特別勘定の資産の額は、844,789 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

5. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、2,206,458 百万円であります。

6. 子会社等に対する金銭債権の総額は、3,541 百万円、金銭債務の総額は、3,348 百万円であります。

7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

8. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	423,426 百万円
前年度剰余金よりの繰入額	155,339 百万円
当年度社員配当金支払額	189,613 百万円
利息による増加等	382 百万円
当年度末現在高	389,535 百万円

9. 外貨建資産の額は、2,409,192 百万円であります。

(主な外貨額 11,723 百万米ドル、4,773 百万ユーロ)

外貨建負債の額は、2,248 百万円であります。

(主な外貨額 14 百万米ドル、1,572 百万ウォン)

10. 保険業法第 60 条の規定により基金を 60,000 百万円新たに募集いたしました。

11. 基金 60,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

12. 担保に供されている資産の額は、有価証券 31,875 百万円であります。

平成 18 年度（平成 19 年 3 月 31 日現在）

13. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、45,658 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は 1,463 百万円、延滞債権額は 16,159 百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額 147 百万円、延滞債権額 61 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 28,035 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、365,166 百万円であります。

15. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、15,160 百万円であります。

16. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

17. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 140 条第 5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 1,583 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

18. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 62,301 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

19. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△391,484 百万円
ロ. 年金資産	587,581 百万円
うち退職給付信託	377,544 百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	196,096 百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	△145,617 百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△15,527 百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	34,951 百万円
ト. 前払年金費用	34,951 百万円
チ. 退職給付引当金（ヘ－ト）	—

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10 年
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	10 年

20. 繰延税金資産の総額は、566,098 百万円、繰延税金負債の総額は、1,179,213 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,445 百万円であります。

平成 18 年度（平成 19 年 3 月 31 日現在）

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 357,623 百万円、価格変動準備金 73,131 百万円、有価証券評価損 56,633 百万円および退職給付引当金 48,297 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 1,150,469 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 36.15% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る  $\Delta 22.47\%$  であります。

21. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成 16 年 1 月 1 日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成 13 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第 5 号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

22. 子会社等の株式等は、182,938 百万円であります。

23. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は 13 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は 693 百万円であります。

注記事項  
(損益計算書関係)

平成 18 年度  
(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

1. 会計方針の変更

保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1) 前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分益」、「不動産動産等処分損」は、当年度からは「固定資産等処分益」、「固定資産等処分損」として表示しております。

(2) 当年度から損益計算書の末尾を当期純剰余としております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、10,655 百万円、費用の総額は、37,046 百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 218 百万円、株式等 49,132 百万円、外国証券 11,737 百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 14,901 百万円、株式等 359 百万円、外国証券 14,007 百万円であります。

有価証券評価損の内訳は、株式等 5,852 百万円、外国証券 901 百万円であります。

4. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 584 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 71 百万円であります。

5. 「売買目的有価証券運用益」の主な内訳は、利息及び配当金等収入 3,013 百万円、評価損 1,104 百万円、売却損 206 百万円であります。

6. 「金銭の信託運用益」には、評価損が 37 百万円含まれております。

7. 退職給付費用の総額は、△9,258 百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

イ. 勤務費用	11,515 百万円
ロ. 利息費用	8,007 百万円
ハ. 期待運用収益	△6,324 百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△19,912 百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△2,562 百万円
ヘ. その他	19 百万円

8. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1 件	32	167	200
遊休不動産等	2 件	3,129	11,918	15,047
合 計	3 件	3,162	12,085	15,248

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 2.94%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。